

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市区運営費交付金
補助事業等の目 標	市内の区に対して交付金を交付し、区の運営に要する経費を補助することにより、区の安定した財政運営を確保し、もって地域力の向上を図る。
補助事業等の対 象 者	市内の区
補助対象経費	区の運営に要する経費(市から区長又は区への依頼事項等の実施及び市の回覧物の回付に要する経費を含む。)
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算して得た額(年額) (1) 均等割額 1区当たり 10,000円 (2) 世帯割額 1世帯当たり 予算の範囲内において市長が定める額 ※世帯割額の算定に用いる世帯数は、交付金の交付を受けようとする年度の4月1日現在における住民基本台帳による各区の世帯数とする。 ※市長が定める額は、交付金を交付する年度の予算額から(1)の均等割額の総額を減じて得た額を、当該年度の4月1日現在における住民基本台帳による全世帯数で除して得た額とし、この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評 価	補助事業者等からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成29年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】
	区の安定した財政運営を確保するためには、継続した補助が必要である。
情 報 の公表の方法等	補助事業者等、補助金等の額、補助事業の効果及び評価を諏訪市ホームページで公表する。
そ の 他	

<b>提出書類</b>	1 交付金の交付を受けようとする者は、交付金の交付を受けようとする年度の4月末日までに、補助金等交付申請書に交付金が区の会計に予算計上されていることがわかる書類（予算書等）を添付して市長に提出しなければならない。
	2 交付金の交付を受けた者は、補助事業等実績報告書に交付金が区の会計に決算収入されたことがわかる書類（決算書等）を添付して市長に提出しなければならない。
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
<b>担当部署</b>	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

平成29年 3月15日 制定（平成29年 4月 1日 施行）  
令和 2年 3月16日 改正（令和 2年 4月 1日 施行）  
令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）